

くりまっこ

元気いっぱい 笑顔あふれる 栗真の子



怪我を防ぐための「危険回避能力」を高めよう！

子どもたちが進級したばかりの4月当初は、落ち着きがなかったためか、校内で怪我をする場面が多くみられました。特に、頭や目の怪我が多く、念のため病院に連れていくことがありましたが、大きな怪我になることなく済みました。その後は、学校生活に慣れてきたためか、落ち着きを取り戻し、校内での怪我が少ない期間が続きました。5月下旬頃、気が緩み始めてきたためか、怪我をすることが増えてきましたが、それ以降は、怪我をすることは少ないです。栗真小学校の子どもたちは、日頃から落ち着いた生活をしているため、年間を通して、怪我が少ないことが特徴的です。しかし、これから夏休みに入るため、どうしても気が緩みがちになります。怪我を防ぐ意味でも、1学期を振り返ってみます。

子どもたちが怪我をする場面ですが、そのほとんどが休憩時間中です。運動場でドッジボールをしているときに、ボールが顔に当たった。投げた瞬間に、あるいは避けるときに、手が友だちの顔に当たった。そんな事例が多くみられました。それも運悪く、目の周辺に当たることも多かったです。他には、遊具周辺で起こった怪我です。友だちが使っているブランコのの前を通ったとき、友だちがシーソー遊びをしている近くにいたときなどです。また、校舎内では、教室内で追いかけてをしていたとき、廊下の曲がり角周辺でスピードを落とさず曲がったときなどが多いです。休憩時間以外では、やはり体育の授業が多いです。



最近の子どもたちは、幼い頃からの運動能力を高める経験の差が大きく、子どもたちの運動能力も二極化していると言われています。また、運動能力のよい子どもでも、能力の種類によってバランスが悪い子が目立つこともよく言われています。栗真小学校の子どもたちは、昨年度の体力・運動能力調査において、男女ともほとんどが全国平均以上であり、そのバランスもよいという結果が出ているので誇らしいのですが、「ボールがこちらに飛んでくるのを避ける」「ボールが顔に当たらないように避ける」など、瞬間的に危険を回避する能力については、この調査とは別の能力だと考えます。また、「遊具を使っている近くを通ると・・・」「教室で騒いでいると・・・」「曲がり角を曲がると・・・」など、この先に起こるかもしれない危険を察知する能力も大切な力です。

子どもの安全を守るには、この「危険回避能力」を高める必要があります。危険回避能力とは、危ない場所・状況かどうかを判断し、安全な行動をとるスキルです。子どもの安全を守るため、子ども自身の「危険回避能力」を、学校としても、育てていきたいと考えています。各家庭においても、いろんな場面で声をかけることができますので、我が子の安全を守るためにも、ご理解とご協力をお願いします。



子どもたちの安全を守るための取組にご理解とご協力を！

【自転車のヘルメット着用】

道路交通法<第63条の11>により、「保護者の方は、13歳未満の子供にヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない」という法律があることはご存じかと思いますが、道路交通法<第63条の11>の改正により、令和5年度の4月から、「自転車を運転するすべての人がヘルメットをかぶることに努めなければならないことはもちろんのこと、同乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めなければならない。また、保護者等の方は、児童や幼児が自転車を運転する際は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない」となりました。

学校への登下校の際には、子どもたちはヘルメットを着用していますが、下校後に自転車に乗っている子どもたちの姿を見ると、ヘルメットを着用していない場面が多くみられます。今から20年以上前、担任をしていた子が自転車に乗っていた時に車と衝突する事故がありました。その子は、ヘルメットを着用していたおかげで、奇跡的に助かりました。ヘルメットを確認すると、地面にたたきつけられたためか、大きな亀裂が入っていました。「我が子は大丈夫だろう」と思う方がいると思いますが、同じような事故は全国で多発しています。ヘルメットの着用の可否によって、子どもたちの命にかかわってくることもあるのです。

【自転車の正しい乗り方の指導】

三重県では、令和3年3月に「三重県交通安全条例」が施行されました。高齢化が進むとともに、注意を妨げる原因にもなるスマートフォンが普及するなど、自動車、歩行者、自転車それぞれの立場を取り巻く環境が大きく変化してきたことを受け、改めてそれぞれの責務を明らかにし、県民一体となった交通安全に取り組むことが定められています。この条例の中には、対人事故への賠償を備えた「自転車保険」への加入を義務づける内容も含まれており、令和3年10月1日から、その運用が始まりました。対象は、未成年を除く自転車運転者、未成年の自転車運転者の保護者などと定められています。この条例には、未加入者への罰則規定は設けられてはいませんが、道路交通法の改正により、自転車運転の危険行為には、罰則が設けられています。例えば、道路交通法<第70条>の「安全運転義務違反」は、「3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金」と定められています。小学生にも時々見られる行為なので、気をつけなければなりません。ハンドルやブレーキをしっかりと操作し、他人に迷惑を及ぼさない速度と方法で運転しなければならないのです。特に悪質な者には、刑事処分の対象となる可能性が出てしまう赤切符が、ここ数年の間に交付されたことがあるとのことです。

近年、自転車による歩行者との人身事故で高額賠償を求められる事例が全国的に増えているという事実があります。小中学生や高校生が起こした事故でも、9000万円以上の賠償が請求された判例もあります。該当の自転車に保険が未加入の場合には、全額保護者負担になってしまいます。自転車は「車両」と見なされ、運転者に対して責任が強く求められるようになってきているため、運転者自身を守るためにも必要になってきています。

いずれにしても、私たち大人は、車であっても、自転車であっても、運転には気をつけていきたいものです。また、子どもたちに対しても、自転車に乗る際は、例えば、曲がり角で一時停止を怠ると、大きな事故に巻き込まれる可能性が高まること。危険な運転をしていると、加害者として、人を巻き込んでしまう可能性があることを教えていく必要があります。

